

緑地の保存等に関する協定手続要綱

制 定 平成 16 年 9 月 1 日

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、緑地の保存及び緑化の推進に努め、緑の都市環境の育成を図るために、緑の環境をつくり育てる条例第 8 条に基づく緑地の保存等に関する協定（以下「協定」という。）の手続等を定めることを目的とする。

(協定の適合確認の申出)

第 2 条 市長と協定を締結しようとする者（以下「申出者」という。）は、緑地の保存等に関する協定の適合確認申出書（以下「適合確認申出書」という。第 1 号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第 1 に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書のほかに必要と認める図書を添付させ、又は不要と認める図書の添付を省略させることができる。

3 市長は、適合確認申出書の内容が、別に定める緑地の保存等に関する協定に係る緑地の基準（以下「緑地の基準」という。）に適合すると認めたときは、確認印を押した副本を申出者に返却するものとする。

(協定の適合確認の申出の変更)

第 3 条 申出者は、適合確認の申出の内容を変更する必要がある場合、あらかじめ協議をした上で、緑地の保存等に関する協定の適合確認の変更申出書（以下「適合確認の変更申出書」という。第 2 号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第 2 に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規定による申出に準用する。

3 市長は、適合確認の変更申出書の内容が、緑地の基準に適合すると認めたときは、確認印を押した副本を申出者に返却するものとする。

(協定の締結前の取止め)

第 4 条 申出者は、協定の適合確認後、協定の締結前に、協定を締結しようとすることを取り止める場合、あらかじめ協議をした上で、緑地の保存等に関する協定の締結前の取止届（第 3 号様式）の正本及び副本を市長に提出するものとする。

(協定の表示)

第 5 条 申出者は、協定の締結前までに、現地に協定に係る全体区域（以下「協定区域」という。）である旨を表示するため、協定区域並びに協定に係る自然緑地及び造成緑地（以下「協定緑地」という。）を示した別表第 3 を標準とした標識を設置するものとする。

(協定に係る緑地の保存及び緑化の完了、協定の締結)

第 6 条 申出者は、協定に係る緑地の保存及び緑化の完了後速やかに、緑地の保存等に関する協定の締結申出書（以下「協定の締結申出書」という。第 4 号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第 4 に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規定による申出に準用する。

- 3 市長は、協定の締結申出書受理後、現地にて協定緑地及び標識の設置を確認し、協定の適合確認の申出の内容と変更がないと認めた場合、申出者と協定を締結するものとする。
- 4 前項に規定する協定の締結は、第5号様式を標準とし、別表第5に掲げる図書を添付した協定書を取り交わすことにより行うものとする。

(協定の締結についての土地所有者の同意)

第7条 申出者は、協定を締結しようとする土地の所有者が申出者と異なる場合は、緑地の保存等に関する協定の締結についての同意書(第6号様式)を、協定の締結申出書に添付するものとする。

(協定の地位承継)

- 第8条 協定を締結した者(以下「協定者」という。)は、所有権等の移転が生じる場合、所有権等の移転者に対し協定に定める事項を重要事項説明書等に明示するものとする。
- 2 協定者は、協定の地位を承継することについて、あらかじめ協議をするものとする。
 - 3 地位承継後協定者となる者(承継者)は、協定の地位承継について、緑地の保存等に関する協定に係る地位承継届(第7号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第6に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。
 - 4 第2条第2項の規定は、前項の規定による届出に準用する。

(協定の締結後の変更)

- 第9条 協定者は、協定の締結後、締結した協定の内容を変更する必要がある場合、あらかじめ協議をした上で、緑地の保存等に関する協定の変更の適合確認申出書(以下「協定の変更の適合確認申出書」という。第8号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の規定による申出に準用する。
 - 3 市長は、協定の変更の適合確認申出書の内容が、緑地の基準に適合すると認め、緑地の保存及び緑化に支障がないと判断したときは、確認印を押した副本を協定者に返却するものとする。

(協定の締結後の協定に係る緑地の保存及び緑化の変更の完了、変更協定の締結)

- 第10条 協定者は、協定に係る緑地の保存及び緑化の変更後、速やかに緑地の保存等に関する変更協定の締結申出書(以下「変更協定の締結申出書」という。第9号様式)の正本及び副本に、それぞれ別表第4に掲げる図書を添付して、市長に提出するものとする。
- 2 第2条第2項の規定は、前項の規定による申出に準用する。
 - 3 市長は、変更協定の締結申出書受理後、現地にて協定緑地及び標識を確認し、変更協定の適合確認の申出の内容と変更がないと認めた場合、協定者と変更協定を締結するものとする。
 - 4 前項に規定する協定の締結は、第10号様式を標準とし、別表第5に掲げる図書を添付した変更協定書を取り交わすことにより行うものとする。

(変更協定の締結についての土地所有者の同意)

第11条 協定者は、協定を締結した土地の所有者が協定者と異なる場合は、緑地の保存等に関する協定の締結についての同意書(第6号様式)を、変更協定の締結申出書に添付するものとする。

(標識の変更)

第12条 協定者は、表示する内容を変更する場合、あらかじめ協議をした上で、標識を変更するものとする。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の「緑地の保存等に関する協定」手続き要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、施行日以後に行った改正後の要綱第 2 条第 1 項の申出又は同第 9 条第 1 項の変更の申出に適用し、施行日以前に行った改正前の要綱第 2 条第 1 項の申出または同第 7 条第 1 項の変更の申出については、当該申出に係る協定の締結に関する手続きが完了するまで、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の「緑地の保存等に関する協定」手続き要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。平成 27 年 3 月 31 日以前に行った協定締結の申出または協定の変更の申出については、当該申出に係る協定の締結に関する手続きが完了するまで、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の緑地の保存等に関する協定手続要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

3 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

緑地の保存等に関する協定の適合確認申出書

年 月 日

横浜市長

申出者 住所

氏名

（法人の場合は、所在地・名称・代表者の役職名及び氏名）

電話 ()

緑の環境をつくり育てる条例第8条の規定に基づく、緑地の保存等に関する協定を締結するため、協定の適合確認を申し出ます。

- 1 土地の利用名称等
- 2 所在地の地名地番
- 3 協定緑地面積

項 目	面 積
協定緑地面積	m ² (%) ※1
	(%) ※2
	自然緑地 m ²
造成緑地	m ²
協定区域面積 (開発区域等面積)	m ² (m ²)

※1 協定区域面積に対する協定緑地面積の割合 ※2 開発区域等面積に対する協定緑地面積の割合

- 4 緑地の保存及び緑化の完了予定年月日
年 月 日
- 5 根拠
- 6 添付図書
- 7 その他必要事項

受 付	確 認
協定番号	
備 考	

（注意） 正・副提出してください。

太枠内は記入しないでください。

緑地の保存等に関する協定の適合確認の変更申出書

年 月 日

横浜市長

申出者 住所

氏名

（法人の場合は、所在地・名称・代表者の役職名及び氏名）

電話 ()

緑の環境をつくり育てる条例第8条の規定に基づく、緑地の保存等に関する協定の適合確認について、次のとおり変更したいので、申し出ます。

1 協定番号

2 土地の利用名称等

3 所在地の地名地番

4 変更の内容

面積の増減（協定区域・自然緑地・造成緑地） 緑地の位置

樹木（樹種・樹高・本数・位置） その他 ()

5 変更の理由

6 協定緑地面積（新旧対照）

項目 区分	面積		
	新（変更後）	旧（変更前）	増△減
協定緑地面積	m ² (%) ※1 (%) ※2	m ² (%) ※1 (%) ※2	m ²
自然緑地	m ²	m ²	m ²
造成緑地	m ²	m ²	m ²
協定区域面積 (開発区域等面積)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² m ²

※1 協定区域面積に対する協定緑地面積の割合 ※2 開発区域等面積に対する協定緑地面積の割合

7 添付図書

8 その他必要事項

受付	確認
備考	

（注意） 正・副提出してください。

太枠内は記入しないでください。

(A4)

緑地の保存等に関する協定の締結前の取止届

年 月 日

横浜市長

申出者 住所

氏名

（法人の場合は、所在地・名称・代表者の役職名及び氏名）

電話 ()

協定の適合確認後、協定の締結前に、緑の環境をつくり育てる条例第8条に基づく、緑地の保存等に関する協定を締結しようとするを取り止めたいので、次のとおり届け出ます。

- 1 協定番号
- 2 土地の利用名称等
- 3 所在地の地名地番
- 4 取り止めの理由
- 5 添付図書
- 6 その他必要事項

受 付

（注意） 正・副提出してください。
取り止めの理由を説明する資料を添付してください。

緑地の保存等に関する協定の締結申出書

年 月 日

横浜市長

申出者 住所

氏名

（法人の場合は、所在地・名称・代表者の役職名及び氏名）

電話 ()

緑の環境をつくり育てる条例第8条の規定に基づく、緑地の保存等に関する協定に係る緑地の保存及び緑化が完了したので、協定の締結を申し出ます。

- 1 協定番号
- 2 土地の利用名称等
- 3 所在地の地名地番
- 4 協定緑地面積

項目	面積
協定緑地面積	m ² (%) ※1
	(%) ※2
自然緑地	m ²
造成緑地	m ²
協定区域面積 (開発区域等面積)	m ² (m ²)

※1 協定区域面積に対する協定緑地面積の割合 ※2 開発区域等面積に対する協定緑地面積の割合

- 5 緑地の保存及び緑化の完了年月日
年 月 日
- 6 添付図書
- 7 その他必要事項

受 付

（注意） 正・副提出してください。

緑地の保存等に関する協定書

緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第8条の規定に基づき、横浜市長（以下「甲」という。）と 協定者（事業者・土地所有者） 名（以下「乙」という。）とは、緑地の保存等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、横浜市 区 町 番地外の土地における、緑地の保存及び緑化の推進に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（緑地の保存及び緑化並びに協定の表示）

第2条 乙は、協定緑地配置図に示す、自然緑地_____平方メートル、造成緑地_____平方メートルについて、将来にわたり保全に努めなければならない。

- 乙は、協定緑地を良好に管理しなければならない。
- 乙は、協定区域である旨を現地に標識で明示しなければならない。

（協定事項の地位承継）

第3条 乙は、協定区域内の土地の所有権を移転しようとするとき、又は協定緑地に使用収益等を目的とする権利等を設定しようとするときは、新たに当該権利を取得することとなる者（以下「承継者」という。）に対して、事前にこの協定に定める事項を明示しなければならない。

- 乙は、この協定に定める事項の地位を承継することについて、事前に甲と協議するものとする。
- 協定の地位を承継させた場合には、乙は承継者に対し、本市への届出を行わせることとする。

（報告、勧告、助言等）

第4条 甲は、必要に応じて乙に対し協定緑地の保全及び管理のため資料の提出及び報告等を求め、又は必要な事項について勧告もしくは助言することができるものとする。

（変更）

第5条 甲及び乙は、この協定書の内容を変更する必要があるときは、速やかに協議するものとする。

(疑義等の決定)

第6条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。

本協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長

印

乙 事業者・土地所有者 住所

氏 名

印

(法人の場合は名称・代表者の役職名及び氏名)

協定 ※
緑地の保存等に関する の締結についての同意書
変更協定

年 月 日

横浜市長

土地所有者 住所

氏名 ⑩

（法人の場合は、所在地・名称・代表者の役職名及び氏名）

電話 ()

私の所有する次の土地について、緑の環境をつくり育てる条例第8条に基づく、緑地の保存等に関する協定 ※ を締結することに同意します。
変更協定

- 1 土地の利用名称等
- 2 土地の地名地番
- 3 所有する土地及び協定緑地の面積
- 4 協定の申出者

※該当する方を○で囲んでください。

緑地の保存等に関する協定に係る地位承継届

年 月 日

横浜市長

承継者 （新協定者） 住所
氏名
（法人の場合は、所在地・名称・代表者の役職名及び氏名）
電話 （ ）

緑の環境をつくり育てる条例第8条の規定に基づく、緑地の保存等に関する協定について、次のとおり地位を承継したので、届け出ます。

なお、地位承継後も協定事項を守り、将来にわたり協定緑地を保全します。

- 1 協定番号
- 2 土地の利用名称等
- 3 所在地の地名地番
- 4 添付図書
- 5 その他必要事項

受 付

（注意） 正・副提出してください。

（A4）

緑地の保存等に関する協定の変更の適合確認申出書

年 月 日

横浜市長

協定者 住所

氏名

（法人の場合は、所在地・名称・代表者の役職名及び氏名）

電話 ()

緑の環境をつくり育てる条例第8条の規定に基づく、緑地の保存等に関する協定を次のとおり変更するため、協定の変更の適合確認を申し出ます。

1 協定番号

2 土地の利用名称等

3 所在地の地名地番

4 変更の内容

面積の増減（協定区域・自然緑地・造成緑地） 緑地の位置

樹木（樹種・樹高・本数・位置） その他 ()

5 変更の理由

6 協定緑地面積（新旧対照）

項 目	面 積		
	新（変更後）	旧（変更前）	増△減
協定緑地面積	m ² (%) ※1 (%) ※2	m ² (%) ※1 (%) ※2	m ²
自然緑地	m ²	m ²	m ²
造成緑地	m ²	m ²	m ²
協定区域面積 (開発区域等面積)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² m ²

※1 協定区域面積に対する協定緑地面積の割合

※2 開発区域等面積に対する協定緑地面積の割合

7 緑地の保存及び緑化の変更の完了予定年月日
年 月 日

8 根拠

9 添付図書

10 その他必要事項

受 付	確 認
協定番号	
備 考	

（注意） 正・副提出してください。

太枠内は記入しないでください。 (A4)

緑地の保存等に関する変更協定の締結申出書

年 月 日

横浜市長

協定者 住所

氏名

（法人の場合は、所在地・名称・代表者の役職名及び氏名）

電話 ()

緑の環境をつくり育てる条例第8条の規定に基づく、緑地の保存等に関する協定に係る緑地の保存及び緑化の変更が完了したので、協定の締結を申し出ます。

1 協定番号

2 土地の利用名称等

3 所在地の地名地番

4 協定緑地面積（新旧対照）

項目 区分	面積		
	新（変更後）	旧（変更前）	増△減
協定緑地面積	m ² (%) ※1 (%) ※2	m ² (%) ※1 (%) ※2	m ²
自然緑地	m ²	m ²	m ²
造成緑地	m ²	m ²	m ²
協定区域面積 (開発区域等面積)	m ² (m ²)	m ² (m ²)	m ² m ²

※1 協定区域面積に対する協定緑地面積の割合 ※2 開発区域等面積に対する協定緑地面積の割合

5 緑地の保存及び緑化の変更の完了年月日

年 月 日

6 添付図書

受 付

7 その他必要事項

（注意） 正・副提出してください。

(A4)

緑地の保存等に関する協定の変更協定書

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第8条の規定に基づき、横浜市と 協定者（事業者・土地所有者） 名 が、 年 月 日に締結した緑地の保存等に関する協定書を、次のとおり変更する。

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第8条の規定に基づき、横浜市長（以下「甲」という。）と 協定者（事業者・土地所有者） 名（以下「乙」という。）とは、緑地の保存等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、横浜市 区 町 番地外の土地における、緑地の保存及び緑化の推進に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（緑地の保存及び緑化並びに協定の表示）

第2条 乙は、協定緑地配置図に示す、自然緑地_____平方メートル、造成緑地_____平方メートルについて、将来にわたり保全に努めなければならない。

- 乙は、協定緑地を良好に管理しなければならない。
- 乙は、協定区域である旨を現地に標識で明示しなければならない。

（協定事項の地位承継）

第3条 乙は、協定区域内の土地の所有権を移転しようとするとき、又は協定緑地に使用収益等を目的とする権利等を設定しようとするときは、新たに当該権利を取得することとなる者（以下「承継者」という。）に対して、事前にこの協定に定める事項を明示しなければならない。

- 乙は、この協定に定める事項を地位承継することについて、事前に甲と協議するものとする。
- 協定の地位を承継させた場合には、乙は承継者に対し、本市への届出を行わせるものとする。

（報告、勧告、助言等）

第4条 甲は、必要に応じて乙に対し協定緑地の保全及び管理のため資料の提出及び報告等を求め、又は必要な事項について勧告もしくは助言することができるものとする。

（変更）

第5条 甲及び乙は、この協定書の内容を変更する必要があるときは、速やかに協議するものとする。

（疑義等の決定）

第6条 甲及び乙は、この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、協議して定めるものとする。

本協定を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市

横浜市長

印

乙 事業者・土地所有者 住所

氏 名

印

(法人の場合は名称・代表者の役職名及び氏名)

別表第1（第2条第1項）

《 適合確認申出書 添付図書 》

書類等の種類		内 容 等		
		縮 尺	表示する事項	留 意 点
1	委任状			申請事務を代理人が行う場合に添付してください。
2	協定締結根拠等			事前協議回答書（墓地条例）等を添付してください。
3	位置図又は付近見取図		方位・縮尺 協定区域（開発区域等）	協定区域を赤線で囲んでください。
4	現況図	1/200～1/1,000	方位・縮尺 協定区域（開発区域等）	地形図に協定区域を赤線で囲んでください。
5	現況写真			既存緑地がある場合に添付してください。
6	土地利用計画図 又は配置図	1/200～1/1,000	方位・縮尺 協定区域（開発区域等） 協定緑地の範囲 建築物・公園・道路・緑地の位置等	協定区域を赤線で囲み、自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。
7	協定緑地計画図	1/200～1/1,000	方位・縮尺 協定緑地の範囲 自然緑地：現況樹木表等（樹種・樹高・本数） 造成緑地：植栽位置、緑化計画表（樹種・樹高・本数）	協定区域を赤線で囲み、自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。 大径木がある場合は、目通り周を記入してください。
8	協定緑地求積図 及び求積表	1/200～1/1,000 （数値が明瞭に読み取れるもの）	協定緑地の範囲	原則として三斜求積図とし、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で範囲を囲んでください。
9	全体求積図	1/200～1/1,000 （数値が明瞭に読み取れるもの）		原則として三斜求積図としてください。
10	公図の写し	1/200～1/1,000	協定区域（開発区域等） 協定緑地の範囲 土地所有者一覧	協定区域は赤線、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で囲んでください。
11	造成計画平面図	1/200～1/1,000		
12	造成計画断面図			緑地の勾配が確認できるものを添付してください。
13	標識関係図面		標識設置位置・仕様・盤面	
14	土地所有者の協定締結についての同意書（第6号様式）の案			協定区域の土地において、申出者と土地所有者が異なる場合に添付してください。
15	その他必要な書類			区画整理地区等で仮地番の場合は換地証明書等

（注意）正・副提出してください。

別表第2（第3条第1項、第9条第1項）

《 適合確認の変更申出書・協定の変更の適合確認申出書 添付図書 》

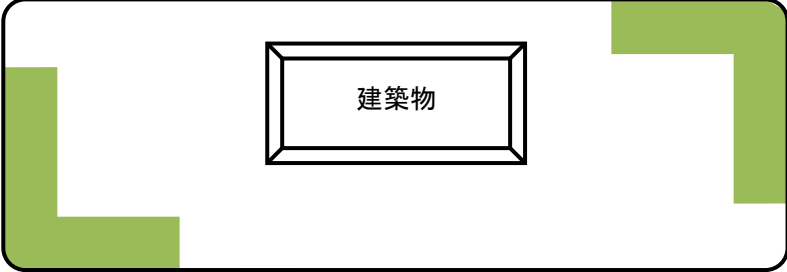
書類等の種類		内 容 等		
		縮 尺	表示する事項	留 意 点
1	委任状			申請事務を代理人が行う場合に添付してください。
2	原協定写し		協定書本文の写し 協定緑地配置図等	協定の変更の適合確認申出の場合に添付してください。
3	位置図又は付近見取図		方位・縮尺 協定区域（開発区域等）	協定区域を赤線で囲んでください。
4	変更後の土地利用計画図又は配置図	1/200～1/1,000	方位・縮尺 協定区域（開発区域等） 協定緑地の範囲 建築物・公園・道路・緑地の位置等	協定区域を赤線で囲み、自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。
5	協定緑地計画図（新・旧）	1/200～1/1,000	方位・縮尺 協定緑地の範囲 自然緑地：現況樹木表等（樹種・樹高・本数） 造成緑地：植栽位置、緑化計画表（樹種・樹高・本数） 必要に応じて、変更箇所を明示	協定区域を赤線で囲み、自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。 大径木がある場合は、目通り周を記入してください。
6	変更後の協定緑地求積図及び求積表	1/200～1/1,000 （数値が明瞭に読み取れるもの）	協定緑地の範囲	原則として三斜求積図とし、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で囲んでください。
7	全体求積図	1/200～1/1,000 （数値が明瞭に読み取れるもの）		原則として三斜求積図にしてください。
8	公図の写し	1/200～1/1,000	協定区域（開発区域等） 協定緑地の範囲 土地所有者一覧	協定区域は赤線、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で囲んでください。
9	変更後の造成計画平面図	1/200～1/1,000		
10	変更後の造成計画断面図			緑地の勾配が確認できるものを添付してください。
11	標識関係図面			標識を変更する場合は、設置位置図、仕様、盤面の図面を添付してください。
12	土地所有者の協定締結についての同意書（第6号様式）の案			協定を締結する土地において、申出者又は協定者と土地所有者が異なる場合に添付してください。
13	その他必要な書類			

変更前の手続きにおいて提出した書類と同一の書類は省略することができます。

（注意）正・副提出してください。

別表第3（第5条）

《 協定の表示 標識の標準仕様 》

設置場所	公道から見やすい場所に設置してください。
設置方法	支柱、基礎つきにしてください。 (擁壁やフェンス等の構造物に取り付ける形でも可とします。)
盤面の材質及び印刷方法	耐久性、耐候性のあるものにしてください。 (概ね30年の使用に耐えるものとします。)
盤面のサイズ	(協定区域面積 2,000 m ² 以上) 600mm×900mm 以上
	(協定区域面積 2,000 m ² 未満) A3版 以上
表示方法	下地は白色、協定緑地を緑色で着色し、協定区域・建築物・現在地を表示してください。
盤面の内容	<div style="border: 2px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>緑地の保存等に関する協定</p>  <p>この区域（緑色）は、横浜市と 協定者名 が緑の環境をつくり育てる条例第8条に基づく、緑地の保存等に関する協定を締結している緑地です。</p> <p>協定番号 協定緑地面積 m² 管理者</p> </div>

別表第4（第6条第1項、第10条第1項）

《 協定の締結申出書・変更協定の締結申出書 添付図書 》

書類等の種類		内 容 等		
		縮 尺	表示する事項	留 意 点
1	土地利用しゅん工図又は配置図	1/200 ～ 1/1,000	方位・縮尺 協定区域（開発区域等） 協定緑地の範囲 建築物・公園・道路・緑地の位置等	協定区域を赤線で囲み、自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。
2	協定緑地しゅん工図	1/200 ～ 1/1,000	方位・縮尺 協定区域（開発区域等） 協定緑地の位置 自然緑地：現況樹木表等（樹種・樹高・本数） 造成緑地：植栽位置、緑化樹木表（樹種・樹高・本数） 標識の設置位置	協定区域を赤線で囲み、自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。 大径木がある場合は、目通り周を記入してください。
3	協定緑地求積図及び求積表	1/200 ～ 1/1,000 (数値が明瞭に読み取れるもの)	協定緑地の範囲	原則として三斜求積図とし、自然緑地は緑線、造成緑地は黄緑線で範囲を囲んでください。
4	完了写真		協定緑地・標識	
5	土地所有者の協定締結についての同意書(第6号様式)			協定を締結する土地において、申出者又は協定者と土地所有者が異なる場合に添付してください。
6	公図の写し		協定区域（開発区域等） 協定緑地の範囲 土地所有者一覧	適合確認申出又は協定の変更の適合確認申出と変更がある場合は、添付してください。
7	その他必要な書類			

(注意) 正・副提出してください。

別表第5（第6条第4項、第10条第4項）

《 協定書・変更協定書 》

書類等の種類		内 容 等		
		縮 尺	表示する事項	留 意 点
1	協定書本文	第5号様式、第10号様式を標準とし、横浜市が作成します。		
2	位置図又は付近見取図		方位・縮尺 協定区域（開発区域等）	協定区域を赤線で囲んでください。
3	協定緑地配置図	1/200 ~ 1/1,000	方位・縮尺 協定区域（開発区域等） 協定緑地の範囲 建築物・道路・協定緑地の位置等 協定区域・自然緑地・造成緑地の面積	協定区域を赤線で囲み、自然緑地は緑色、造成緑地は黄緑色に着色してください。
4	その他必要な書類			

（注意）協定書本文を表に、位置図又は付近見取図、協定緑地配置図と共に「袋とじ」し、表と裏に割り印をしてください。

別表第6（第8条第3項）

《 地位承継届 添付図書 》

書類等の種類		内 容 等		
		縮 尺	表示する事項	留 意 点
1	委任状			届出事務を代理人が行う場合に添付してください。
2	協定書写し		協定書本文の写し 協定緑地配置図	
3	売買契約書又は登記簿等の写し			所有権等の移転が生じたことのある書類を添付してください。集合住宅の管理組合が地位承継する場合は不要です。
4	総会資料等		管理組合の代表者氏名	集合住宅の管理組合が地位承継する場合に添付してください。
5	その他必要な書類			協定の一部を承継する場合は、次の図面を添付してください。 (1) 承継する土地及び協定緑地の位置図 (2) 承継する協定緑地の配置図 (3) 承継する土地及び協定緑地の求積図及び求積表 (4) 承継する土地の公図の写し

（注意）正・副提出してください。